

1月臨時会を開催しました

会期
1月27日



臨時会の内容から市民の皆さまにぜひお伝えしたいものを掲載します

1月臨時会では、12月定例会で総務文教委員会に付託され、継続審査となっていた「議案第77号 笠岡市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」を委員会審査報告の後、採決を行いました。審査の過程は以下のとおりです。

令和4年12月15日（総務文教委員会）

議案に基づき、執行部から詳細な説明がありましたが、複雑でわかりにくい点が多いため、廃止される既存の「笠岡市個人情報保護条例」との変更点が比較できる資料の提出等を求め、継続審査となりました。

令和5年1月25日（総務文教委員会）

12月に要求した資料が提出されましたが、議案に修正されている部分があることが判明しました。一度提案された議案を勝手に修正することはできないことから、再び継続審査となりました。

令和5年1月27日（臨時会）

市長から議案の不備についての謝罪と、議案訂正について説明がありました。これを受けて議案の訂正を議会は承認しました。

令和5年1月27日（総務文教委員会）

訂正された議案を審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員会の審査結果を受け臨時会において、議案第77号は採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。さらに、これに加えて、附帯決議を付すことに決定しました。

附帯決議

個人情報の保護に関する制度を後退させることのないよう、規則に規定すること。

国の個人情報保護に関する法律に準じたもので、本市においても当然に定めるものである。条例施行後に改めることもできる。法だけに任せることは避けなければならない。



賛成・不賛成で意見の分かれた議案は起立採決で賛否を問います。

賛成○ 不賛成●

議案名	会派名 議員名	創改 みらい					讃志会					公明党		改革21		諸派		可否 賛成・不賛成	
		天野喜一郎	森岡聰子	桑田昌哲	大月隆司	仁科文秀	栗尾典子	東川三郎	奥野泰久	大山盛久	原田てつよ	山本聡	齋藤一信	大本邦光	藤井義明	藏本隆文	妹尾博之		真鍋陽子
議案第77号 笠岡市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	15:1 <可決>

※議長は地方自治法第116条第2項の規定により、採決に加わるできません。